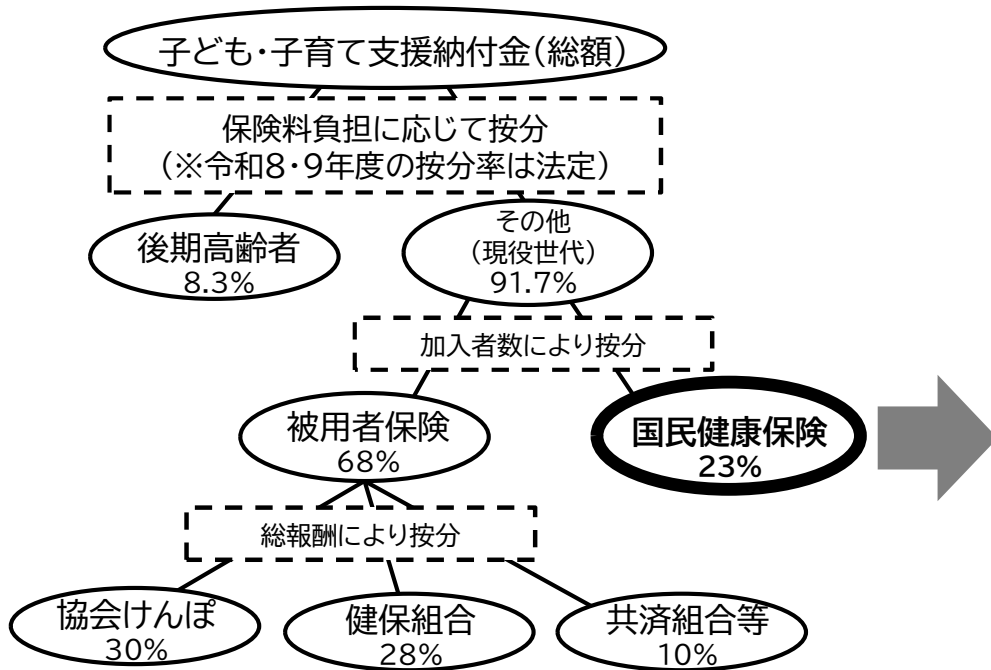


子ども・子育て支援金制度の創設

国は、「こども・子育て支援加速化プラン」における少子化対策の抜本的強化に当たり、財源の一部に充てるため、令和6年6月12日に公布された「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)において、令和8年度より「子ども・子育て支援金制度」を創設することとしました。

子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、子どもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みであることから、支援納付金対象費用については、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が負担することとされ、令和8年度から、医療保険者が、医療保険制度上の給付に係る保険料とあわせて徴収し、子ども・子育て支援納付金として納付することとなります。

◆子ども・子育て支援納付金の按分



※国は、個々人の支援金額について、加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均年額(見込み)は、令和8年度3,000円、9年度4,200円、10年度5,400円程度と推計。

◆子ども・子育て支援納付金の流れ(国民健康保険)

